

## チームの登録等に関する規程 新旧対照表

変更案（新）	現行規程（旧）	改正の趣旨
<p>※条文削除に伴う条番号の繰上げのみの変更の記載は省略する</p> <p>&lt;変更&gt;            （2）中学校 学校教育法に定める中学校、中等教育学校前期課程、<u>又は外国人を教育する各種学校のうち中学校に相当すると日本協会が認める学校の生徒</u>（以下「中学生」という。）であって原則として単一の学校に属する者により構成されたチームをいう。</p> <p>&lt;変更&gt;            （3）高校 学校教育法に定める高等学校、中等教育学校後期課程、又は外国人を教育する各種学校のうち高等学校に相当すると日本協会が認める学校の生徒であって単一の学校に属する者により構成されたチームをいう。</p> <p>&lt;追加&gt; ※2項として以下を追加  <u>2 日本協会は、チームが前項に定めるチーム種別の要件の一部を満たさない場合であっても、当該チームを前項に定めるいずれかの種別のチームと認めるのを相当とする特別の事情があるときは、支部協会及び都道府県協会の同意を得て、当該種別によるチーム登録を認めることができる。</u></p>	<p>（2）中学校 学校教育法に定める中学校又は中等教育学校前期課程の生徒（以下「中学生」という。）であって原則として単一の学校に属する者により構成されたチームをいう。</p> <p>（3）高校 学校教育法に定める高等学校、中等教育学校後期課程、又は外国人を教育する各種学校のうち高等学校に相当すると日本協会が認める学校（以下「<b>高校等</b>」という。）の生徒であって単一の学校に属する者により構成されたチームをいう。</p>	<p>登録の実態に即し、各種学校等の受入れ可能な文言に修正</p> <p>「(以下「高校等」という。)」という略称定義があるが、以後の条文で使用されていないため、該当の文言（現行規程の赤文字箇所）のみ削除</p> <p>現行のチーム種別に収まらないケースでの登録受入を可能となるように修正</p>